

工 事 番 号		調 査		令 和		年		月		日		富		谷		市		役		所		設 計 者		検 査 者	
市		副		建		主		課		担		技		財											
長		市		設		幹		長		当		監		政											
		長		部		長		補						課											
				長				佐																	

富谷市 市内一円 地内

令和8～9年度 富谷市マンホールポンプ場維持管理業務（長期継続） 実施 仕様書

一金 円也 工費 円 内消費税相当額 円		施 工 理 由	
		施 工 方 法 そ の 他	
自 令和8年 4月 1日 工期 約 2ヵ年間 至 令和10年3月31日		業務委託	

設 計 構 造 ・ 使 用 概 要

富谷市マンホールポンプ場維持管理業務

業務対象施設

富谷市市内一円ポンプ場 ΣN＝16箇所

①鷹乃杜第1汚水中継ポンプ場

②鷹乃杜第2汚水中継ポンプ場

③太子堂下マンホールポンプ場

④太子堂下2号マンホールポンプ場

⑤坂ノ下マンホールポンプ場

⑥原下マンホールポンプ場

⑦原下2号マンホールポンプ場

⑧富谷マンホールポンプ場

⑨段ノ沢マンホールポンプ場

⑩日渡マンホールポンプ場

⑪清水仲マンホールポンプ場

⑫とうみやの杜マンホールポンプ場

⑬総合運動公園マンホールポンプ場

⑭大清水マンホールポンプ場

⑮上桜木1号マンホールポンプ場

⑯上桜木2号マンホールポンプ場

業務概要

隔週点検（16ポンプ場，1回／2週）

N＝52回／2年

槽内洗浄及び汚泥引抜（16ポンプ場，2回／年）

N＝ 4回／2年

除草作業（2ポンプ場，3回／年）

N＝ 6回／2年

本 業 務 費 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費								
	中 継 ポ ン プ 場	汚 水	マンホールポンプ場 市内一円16施設					
		直接業務費						
			保 守 点 検 業 務 費	式	1			第1号明細書
			そ の 他 業 務 費	式	1			第2号明細書
		直接業務費 計						
		清 掃 工		式	1			第3号明細書
		直 接 経 費		式	1			
		技 術 経 費		式	1			
		間接業務費		式	1			
	業 務 原 価							
		諸 経 費		式	1			
	業 務 価 格							
	改 ム							
		消 費 税 相 当 額		%	10			
	業務委託費 計							

第1号 明細書

保守点検業務費

マンホールポンプ場 ΣN=16箇所
保守点検業務:マンホールポンプ場の設備等の正常な運転を確保
するために行う仕様書に記載の業務

一 金 円也

名 称	品 種	形 状 寸 法		員 数	単 位	数 量		金 額	摘 要
		長	厚巾(末口)						
業 務 総 括					人				
責 任 者									
副 総 括					人				
主 任					人				
技 術 員					人				
技 能 員					人				
計					式	1			
改 め									

第2号 明細書

その他業務費

マンホールポンプ場 ΣN=16箇所
その他業務:施設の除草・清掃等仕様書記載の業務

一 金 円也

名 称	品 種	形 状 寸 法		員 数	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		長	厚巾(末口)						
主 任					人				
技 能 員					人				
そ の 他					人				
計					式	1			
改 め									

第3号 明細書

清掃工

一 金 円也

名 称	品 種	形 状 寸 法		員 数	単 位	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
		長	厚巾(末口)							
高压洗淨車 清 掃 工	槽内清掃					式	1			第1号単価表
高压洗淨車 清 掃 工	管渠清掃					m	500			第2号単価表
計						式	1			
改 め										

第1号 単価表

高圧洗浄車清掃工(槽内清掃)

1式

当り

円

マンホールポンプ場 ΣN=16箇所
大清水MPについては、年4回清掃

名	称	品	種	形	状	寸	法	単	数	量	単	価	金	額
高	圧							日						2回*2年+0.5*2回*2年
洗	浄	車	4t 147kW					日						第3号単価表
汚	泥	処	分	費	産	廃	税	含	む	m ³	25			6m ³ *2回*2年+0.5m ³ *2年
吸	引	車						日						2回*2年+0.5*2回*2年
運	転	工	4t 154kW					日						第4号単価表
交	通	誘	導	員				人						2人*2回*2年+2人*0.5*2回*2年
								日	1					
改		め						日	1					

富 谷 市

第2号 単価表

高圧洗浄車運転工(管渠清掃)

1m

当り

円

指示箇所について2年に1度清掃
4t 154kW

名 称	品 種	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
高 圧 洗 浄 車	4t		日				第3号単価表
汚 泥 処 分 費	産 廃 税 含 む		m ³	1			
吸 引 車 運 転 工	4t		日				第4号単価表
交 通 誘 導 員			人				
計			日	1			
改 め			日	1			
					1m当り		1日当り標準作業量 400m

富 谷 市

第3号 単価表

高圧洗浄車運転工

1日

当り

円

4t 147kW

名	称	品	種	形	状	寸	法	単	位	数	量	単	価	金	額	摘	要
軽	油	1. 2号 パトロール給油						L		39						6. 5L/h * 6h	
清	掃	技	師					人									
清	掃	作	業	員				人									
特	殊	運	転	手				人									
高	圧	洗	浄	車	4t			h		6							
損	料	147kW															
								日		1							
計																	
改		め						日		1							

強力吸引車運転工

[illegible]富 谷 市

特記仕様書

業 務 名 令和8～9年度 富谷市マンホールポンプ場維持管理業務（長期継続）

履行場所 宮城県富谷市 市内一円 地内

業務対象施設

No.	汚水中継ポンプ場施設名	所在地	設置ポンプ	備考
1	鷹乃杜第1汚水中継ポンプ場	鷹乃杜1丁目3-83	Φ 80 3.7KW×2台	
2	鷹乃杜第2汚水中継ポンプ場	鷹乃杜4丁目29-419	Φ 80 3.7KW×2台	
3	太子堂下マンホールポンプ場	三ノ関太子堂下163-21	Φ 80 5.5KW×2台	
4	太子堂下2号マンホールポンプ場	三ノ関太子堂下161-35	Φ 80 2.2KW×2台	
5	坂ノ下マンホールポンプ場	三ノ関坂ノ下72	Φ 80 3.7KW×2台	
6	原下マンホールポンプ場	富谷新町67	Φ 80 7.5KW×2台	
7	原下2号マンホールポンプ場	富谷狸屋敷85	Φ 80 1.5KW×2台	
8	富谷マンホールポンプ場	富谷西沢17-9	Φ100 11KW×2台	
9	段ノ沢マンホールポンプ場	一ノ関段ノ沢36-1	Φ 80 2.2KW×2台	
10	日渡マンホールポンプ場	富谷日渡2-3	Φ 80 1.5KW×2台	
11	清水仲マンホールポンプ場	富谷清水仲116-3	Φ 80 1.5KW×2台	
12	とうみやの杜マンホールポンプ場	富谷桜田1-12	Φ 65 3.7KW×2台	
13	総合運動公園マンホールポンプ場	一ノ関臈合山6-8	Φ 65 3.7KW×2台	
14	大清水マンホールポンプ場	大清水2丁目22-1	Φ 65 3.7KW×2台	
15	上桜木1号マンホールポンプ場	上桜木2丁目1-2	Φ 80 5.5KW×2台	
16	上桜木2号マンホールポンプ場	上桜木1丁目1-9	Φ 65 5.5KW×2台	

1. 総則

- (1) 本仕様書は、令和8～9年度富谷市マンホールポンプ場維持管理業務（長期継続）の実施に必要なことを定めたものである。
- (2) この業務は、本特記仕様書によるほか関係法令等を遵守し実施するものとする。
なお、本仕様書及び関係法令等に疑義が生じたときは、発注者（以下「甲」という。）と、委託者（以下「乙」という。）が協議して定める。
- (3) 乙は、業務着手前に甲と十分な打ち合わせを行い、当該業務の内容、業務履行施設の設備・仕様等を精査するものとする。
- (4) 乙の行う業務範囲は、以下のとおりとする。

2. 業務内容

(1) 保守点検業務

●隔週点検（目視点検・簡易点検）2週1回：52回／2年

①配電盤の電圧・電流の確認、絶縁抵抗測定

②マンホールポンプ施設の異常有無の確認

③状態確認

運転時の逆止弁の状態，吊上げチェーンの状態，水位計動作・状態の確認（フロート及び投込み式），フロースイッチの状態，制御盤の設置状態，内部状況，表示灯の状態，漏電遮断器の動作状況，保護継電器の動作状況，自動通報・監視装置の作動状態

④その他監督員が特に必要とする項目

●槽内の洗浄及び汚泥引抜 年2回：4回／2年

（大清水マンホールポンプ場については年4回：8回／2年）

乙は，下記により槽内の洗浄・汚泥引抜を実施するものとする。

甲は，維持管理業務時に発生する産業廃棄物（汚泥）の処理について，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により適正に処理する為，運搬及び処理業者と別途委託契約書を締結する。ただし，報酬については当該維持管理業務により積算済みの為，乙から支払うものとする。よって，産業廃棄物の運搬及び処理業者については，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいた許可を有する事業者を選任すること。

①高圧洗浄車による洗浄清掃

②清掃時期は，9月，3月を標準とする

③大清水マンホールポンプ場については，6月，9月，12月，3月を標準とする

④汚泥の運搬及び処分 $6\text{m}^3/\text{回} \times 4\text{回} = 24\text{m}^3$

大清水マンホールポンプ場 $0.5\text{m}^3/\text{年} \times 2\text{年} = 1\text{m}^3$ 合計 25m^3

●管路の洗浄及び汚泥引抜 1回／2年

乙は，下記により管路の洗浄・汚泥引抜を実施するものとする。

甲は，維持管理業務時に発生する産業廃棄物（汚泥）の処理について，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により適正に処理する為，運搬及び処理業者と別途委託契約書を締結する。ただし，報酬については当該維持管理業務により積算済みの為，乙から支払うものとする。よって，産業廃棄物の運搬及び処理業者については，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいた許可を有する事業者を選任すること。

①高圧洗浄車による洗浄清掃

②清掃範囲及び時期は，監督員の指示によるものとする（500m程度想定）

③汚泥の運搬及び処分

(2) その他の業務

●除草作業

乙は、マンホールポンプ施設の適正な管理、施設美観の維持を目的として施設の除草・清掃を行うものとする。除草の頻度は年3回を標準とするが、ポンプ場施設の適正な管理、施設の美観維持が確保できる範囲で行うものとし、草の繁茂状況に応じて監督員の指示により行うものとする。除草した草は、速やかに集積し、適正に処分すること。

前記処分費については、受託者の負担とする。

除草回数：6回／2年

3. 履行期間

(1) 当該業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

4. 報告書

(1) 乙は当該業務について、下記報告書を作成し甲に提出すること。

- ①隔週点検結果を報告書に記載し、1ヶ月分を翌月初めに提出すること。
- ②洗浄作業の報告は写真を添付すること。
- ③異常確認の場合は、その都度報告すること。
- ④その他監督員が特に必要とするもの。

5. 安全管理

(1) 乙は業務履行の際、下記の事項について安全管理を実施しなければならない。

- ①乙は、災害を未然に防ぐため、安全点検責任者を定め、定期的に業務範囲内の整理整頓状況、使用機械器具、作業方法の点検を行うこと。

6. その他

(1) 本業務は、下水道施設維持管理積算要領を参照する。

(2) 乙は、当該ポンプ場に設置してある非常通報装置に、監督員の承諾を得た緊急連絡先を複数登録すること。これらの費用は乙の負担とする。

(3) 当該業務の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、当該業務の契約を変更又は解除することができる。又、この契約を変更又は解除しようとする場合は、会計年度開始日の2ヶ月前までに、乙に通知する。

令和8～9年度 富谷市マンホールポンプ場維持管理業務（長期継続）

業務対象施設概要

項 目	内 容
簡易污水中継ポンプ場	(口径 出力 台数)
	7. 鷹乃杜第1污水中継ポンプ場(南) Φ80 3.7kw 2台
マンホールポンプ	8. 鷹乃杜第2污水中継ポンプ場(北) Φ80 3.7kw 2台
	(設置 口径 出力 台数)
	9. 富谷マンホールポンプ S63 Φ100*1.7m ³ /min*11kw*2台
	10. 原下マンホールポンプ S63 Φ80*0.72m ³ /min*7.5kw*2台
	11. 原下2号マンホールポンプ H 3 Φ80*0.5m ³ /min*1.5kw*2台
	12. 坂ノ下マンホールポンプ H 5 Φ80*0.03m ³ /min*3.7kw*2台
	13. 太子堂下マンホールポンプ H 5 Φ80*0.1m ³ /min*5.5kw*2台
	14. 太子堂下2号マンホールポンプ H 7 Φ80*0.005m ³ /min*2.2kw*2台
	15. 段ノ沢マンホールポンプ H 7 Φ80*0.12m ³ /min*2.2kw*2台
	16. 日渡マンホールポンプ H 8 Φ80*0.003m ³ /min*1.5kw*2台
	17. 清水仲マンホールポンプ H11 Φ80*0.4m ³ /min*1.5kw*2台
	18. とうみやの杜マンホールポンプ H11 Φ65*0.64m ³ /min*3.7kw*2台
	19. 総合運動公園マンホールポンプ H11 Φ65*0.34m ³ /min*3.7kw*2台
	20. 大清水マンホールポンプ H15 Φ65*0.16m ³ /min*3.7kw*2台
	21. 上桜木1号マンホールポンプ H14 Φ80*0.48m ³ /min*5.5kw*2台
	22. 上桜木2号マンホールポンプ(R4) H14 Φ65*0.3m ³ /min*5.5kw*2台

鷹乃杜第2汚水中継ポンプ場

鷹乃杜第1汚水中継ポンプ場

0 50 100 200m

-177122 26
+4776

+5201
-177122 26



-177764 76
+4776

+5201
-177764 76

0 50 100 200m

-176160
+4689 93

太子堂下マンホールポンプ場

+5114 93
-176160 85

太子堂下2号マンホールポンプ場

坂ノ下マンホールポンプ場

-176803 35
+4689 93

+5114 93
-176803 35

0 50 100 200m



-176279 1
+4123 64

+4548 64
-176279 1

段ノ沢マンホールポンプ場

-176921 6
+4123 64

+4548 64
-176921 6

0 50 100 200m



-177578 75
+4165 65

+4590 65
-177578 75



日渡マンホールポンプ場

-178221 25
+4165 65

+4590 65
-178221 25

0 50 100 200m

-177495 14
+5387 49

+5812 49
-177495 14



とうみやの杜マンホールポンプ場

清水仲マンホールポンプ場

-178137 64
+5387 49

+5812 49
-178137 64

0 50 100 200m

-176837 85
+3861 25

+4286 25
-176837 85

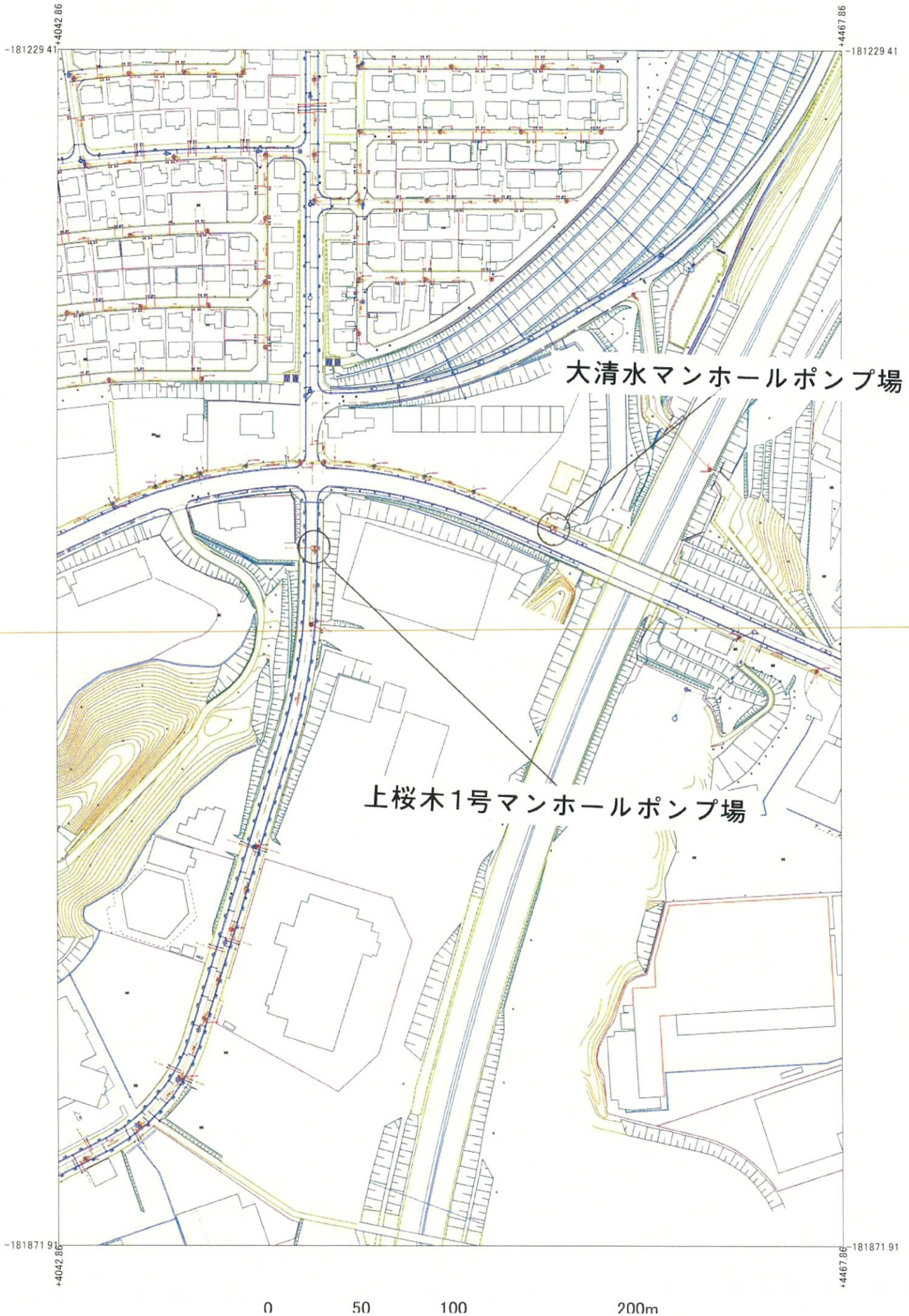
運動公園前マンホールポンプ場

-177480 35
+3861 25

+4286 25
-177480 35

0 50 100 200m





-181628 75
+3387 49

+3812 49
-181628 75



上桜木2号マンホールポンプ場

-182271 25
+3387 49

+3812 49
-182271 25



0 50 100 200m